一、労働者、男 六五名 女 五名 計 七〇名
参加者、男 全部 但日雇傭使労働者、
争議経過、
本年五月大同紡績株式会社天満工場ニ於テ[illegible]機
工場移転ニ際シ[illegible]工場ト契約シ千葉[illegible]加入シ
勤続者ニ対シ[illegible]ヲ[illegible]協調上待遇改
善ノ要求ヲ提出シ九月廿八日ヨリ罷業ヲ決行ス

要求ノ件、
一、解雇手当制定ノ件　一ケ年未満ハ四十五日分以上一ケ年毎ニ三日増ス
一、退職手当制定ノ件　解雇手当ノ半額ヲ給スルコト
一、年二回定期昇給ノ件　一回五銭以上
一、夜勤ハ壱割増ノ事
一、六月二回ノ定休日ヲ設クルコト　但日給ノ事、

然ルニ争議団側強硬ニテ依テ会社側ノ[illegible]的妥協ナキヲ解
決セシメン為メ硬派職工ハ猛烈ニ活動シ特高課長ノ斡旋
署長ノ仲介ニ依リ何レモ之ヲ容レ左記条件ニテ解決
一、[illegible]ハ一切ハ撤廃シ其ノ代リ会社側[illegible]通リ
二、解雇者ヲ七名トシ之等ハ会社ノ指名トス
三、争議費ハ十四日分トス　金[illegible]
四、外ニ金一封トシ金[illegible]ニ於テ五日分九十五円
（但シ解雇者ニ一十四日分ト九十五円金額同様ヲ支給ス）
四、[illegible]月日[illegible]
所在地、[illegible]十一月二十一、
労働者、男七名
参加者、全部、
自動車従業員同盟応援、